

令和6年度 第1回
船橋市感染症対策連携会議

日 時：令和7年1月27日（月）

19時30分～20時00分

場 所：保健福祉センター3階 健康診査室

（対面またはオンラインによるハイブリッド方式）

開会 19時30分

○事務局（檜館健康危機対策課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回船橋市感染症対策連携会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。司会を務めます保健所健康危機対策課の檜館でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りさせていただいたとおり、

- ・ 次第
- ・ 資料1「船橋市感染症予防計画に基づく取組状況について」
- ・ 資料2「新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」

また、こちら事前にお配りしております参考資料として、

「船橋市感染症予防計画【概要版】」

「船橋市感染症対策連携会議設置要綱」

「県行動計画と予防計画の整合性について」

最後に委員名簿となっております。

配付資料は以上となります。

なお、配付資料の説明の際は画面に該当の資料を表示いたしますので、そちらもご覧ください。

委員の出欠状況でございますが、林委員につきましては所要のため欠席することのご連絡がございました。

なお、石森委員に代わりまして、同じく消防局で救急課の三浦課長がオブザーバーとして参加されることについてご報告いたします。

坪木委員につきましては、少々遅れている様子でございます。

本日は、対面とオンラインにおけるハイブリッド方式となっております。ご意見や発言されたい場合は画面右下の「手」のマークを押してください。議長等が指名しますので、指名されましたらご発言等をしてください。

今年度当会議の議長の退任に伴い不在となっていることから、「船橋市感染症対策連携会議設置要綱」第4条第3項に基づき、議長が選出されるまでの間、山口副議長に議事を進行していただきたいと思います。山口副議長、よろしくお願いいたします。

○山口副議長

ただいま、事務局より紹介がありました、船橋中央病院の山口と申します。今年度寺田委員が退任されましたので、議長を選出するまで進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長の選出に入りたいと思います。

船橋市感染症対策連携会議設置要綱第4条の規定によりまして、議長は委員の互選となっておりますが、ご推薦がございましたらお願いいたします。

【赤岩委員挙手】

はい、赤岩委員。

○赤岩委員

この会議は、法に基づく感染症予防の策定を通じて、新たな感染症対策における平時からの情報共有、連携の推進を目的に協議する場だと思いますので、医師会会長であり、船橋市の地域医療を統括しておられます鳥海委員が議長に適任だと思いますのでご推薦いたします。よろしくお願いいたします。

○山口副議長

ただいま、赤岩委員から議長には鳥海委員をとのご発言がありました。他の方をご推薦する方はいらっしゃいますか。

他の方をご推薦される方は「手」のボタンを押してください。

【挙手等なし】

手を挙げるかたがいらっしゃらないようですのでご異議がないものとして、鳥海委員を当会議の議長に選任することに決定いたします。

それでは、鳥海議長よりご挨拶をいただきたいと思います。鳥海議長、よろしくお願いいたします。

○鳥海議長

赤岩委員よりご推薦いただきました。一生懸命やってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○山口副議長

それでは、以後の進行につきましては、鳥海議長にお願いしたいと思います。

鳥海議長、よろしくお願いいたします。

○鳥海議長

それでは、議事に入る前に、会議の公開非公開に関する事項について皆さまにお諮りいたします。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（檜館健康危機対策課長）

本市においては「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」に基づき、会議の概要及び議事録を原則として公開とさせていただいております。また、本日の会議につきましては、傍聴人の定員を5名とし、事前に市のホームページにおいて、開催することを公表いたしました。傍聴人がいる場合には「公開事由の審議」の後に入場していただきます。

当会議につきましては「個人情報等がある場合」または、「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」などを除き、原則として公開することとなっております。また、議事録については発言者、発言内容も含め全てホームページ等で公開されます。

本日の議題については、個人情報等は含まれておりません。また、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは無いものとして、公開として差し支えないものと考えます。事務局からのご説明は以上となります。

○鳥海議長

説明のとおりですので、この会議は公開とし、会議の議論の内容によって、非公開の事由にあたるおそれがあると判断した場合は、改めて皆様にお諮りするものとさせていただきますと思います。皆さまいかがでしょうか。

ご意見がある方は「手」のボタンを押してください。

【挙手等なし】

手を挙げる方がいらっしゃらないようですのでご異議がないものと認めまして、本日の会議は公開といたします。

本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（檜館健康危機対策課長）

本日の傍聴希望者はおりませんでした。

○鳥海議長

それでは、次第に沿って進めていきます。今回の連携会議では船橋市感染症予防

計画に基づく取組状況や新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について協議いただくことを目的としています。

それでは議題（1）「船橋市感染症予防計画に基づく取組状況について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（中野新興・再興感染症係長）

健康危機対策課の中野と申します。

船橋市感染症予防計画に基づく、船橋市の取組の進捗状況についてご説明させていただきます。

右下にスライド番号「1」と記載されている資料をご覧ください。

船橋市感染症予防計画に基づく令和6年度の主な取組みとして、3点挙げさせていただきます。

1 点目 市衛生試験所における検査体制の確保、2 点目 有事に備えた人材育成等の体制整備、3 点目 その他の取り組み、という順でご説明を進めさせていただきます。

次のスライド「2」をご覧ください。予防計画にて示している、検査体制の数値目標と、令和7年1月1日時点での確保数についてご説明させていただきます。

まず、市衛生試験所の検査の実施能力については、流行初期、流行初期以降ともに、目標とした1日あたり180件を確保できている状況です。次に、市衛生試験所の検査機器の数については、流行初期、流行初期以降ともに、目標とした3台をこちらも確保できている状況です。

続いて次のスライド「3」をご覧ください。予防計画に記載している、「人材の養成及び資質の向上」という観点に基づき、有事に備えた人材育成等の体制整備として以下の取組を実施しています。

まず1つ目が、全ての市職員を対象としたeラーニング形式による研修です。新たな感染症危機が発生した際の感染症対応業務への従事にあたって事前に知っておくべき事項や基本的な感染対策などについての研修を、7月に実施しました。

2つ目が、保健師及びIHEAT要員を対象とした感染症対応研修です。感染症に関する知見を十分有し、感染症対策を主導して担うことができる人材の養成を目的に、感染症対策業務に関する講義および手指消毒、個人防護具の着脱などの実践的な訓練を含めた研修を、8月から9月にかけて、3回に分けて実施しました。1回あたりの受講者は30名前後で、受講者総数は94名でした。

なお、IHEATとは、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の医師、看護師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みで、本市IHEAT要員の研修受講者数は6名でした。

3つ目が、保健所及び健康部の一般事務職員等を対象とした感染症対応研修です。保健所及び健康部において感染症対策を行う人材の養成を目的とし、基本的な感染

症対策や保健所の感染症対策本部業務等に関する講義や、正しい手指消毒の方法や個人防護具の着脱などの実践的な訓練を行う研修を、12月17日に実施し、29名が受講しました。

続いて次のスライド「4」をご覧ください。予防計画にて示している、保健所体制に係る数値目標と、令和7年1月1日時点での確保数についてです。

まず、流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数1日あたり260人を念頭に、保健所において感染症有事体制に構成される人員全員が受講できるよう実施した研修及び訓練として、前のスライドでご説明させていただいた全ての市職員を対象としたeラーニング研修を実施しました。

また、即応可能なIHEAT要員の確保数として、数値目標を10人としていますが、研修を受講済みのIHEAT要員を6人確保しています。

次に、主に感染症対策を行う部署に従事する市の職員を対象とした研修及び訓練の実施については数値目標を年1回以上としており、前のスライドでご説明しましたとおり、保健師及びIHEAT要員を対象とした感染症対応研修のほか、保健所・健康部の一般事務職員等を対象とした感染症対応研修を実施しました。

今後も新たな感染症の発生に備え、保健所の有事体制を想定し準備をしておくとともに、研修及び訓練を継続して実施していきます。

続いて次のスライド「5」をご覧ください。こちらは保健師及びIHEAT要員を対象とした感染症対応研修の様子です。左の写真は、感染症対策全般、予防計画等についての講義の様子です。また右の写真は、手指衛生、PPE着脱、検体梱包等についての実践的な訓練の様子です。保健所及び健康部の一般事務職員等を対象とした感染症対応研修においても、同様に実施しています。

続いて次のスライド「6」をご覧ください。その他の取組についてご説明させていただきます。

まず、予防計画に基づく数値目標の報告です。令和7年1月10日に令和6年度千葉県感染症対策連携協議会が開催され、予防計画に基づく数値目標の進捗報告を行いました。

次に、新たな感染症に対する医療体制等についてですが、令和6年12月4日に、令和6年度第1回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会を開催し、夜間・休日における発熱外来や検査体制、千葉県が締結した医療措置協定等の状況等、また、入院医療提供体制の役割分担等についてご意見をいただき、協議しました。

また、市民等への情報発信としては、ホームページ、SNS等を活用し、「ふなばし感染症情報」として、手足口病やインフルエンザなどが流行した際に発生状況や感染対策の周知を積極的に行いました。

最後に次のスライド「7」をご覧ください。高齢者施設等の感染症対策について、高齢者施設向け研修と予防訪問を実施しています。高齢者施設向け研修は、高齢者施設等の施設管理者、感染管理責任者向けに、「市内の感染症情報についての情報共

有、周知」、「高齢者施設等での感染症対策について」の講義等を行う感染症対策研修会を令和6年11月11日に実施しました。また、予防訪問については、市内の高齢者施設・障害者施設等の入所系施設を対象に、平時からの感染対策や新型コロナウイルス感染症の感染者が出たときの対応について、保健所職員等が施設を訪問し感染症対応状況についての確認及び助言を行いました。

市予防計画に基づく船橋市の取組状況についてのご説明は以上となります。

○鳥海議長

ここまでの説明で、ご質問などはありますか。

ご質問がある方は「手」のボタンを押してください。

【挙手等なし】

特にございませんでしょうか。

これまでの活動やシステムについて、ご説明いただきました。

想定したよりも感染しやすい、あるいはうつったら大変という感染症はいつ起きるか分からないため、個人防護具の着脱訓練等々、具体的に行っていただけているということが安心です。また、IHEAT 要員は大事なシステムですが、その方たちが感染してしまうということがないような、そういった教育も既に行われており、これからも実践していくということでございました。

それでは議題(2)新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についての説明を事務局よりお願いします。

○事務局（伊藤総務企画係長）

健康危機対策課の伊藤と申します。

議題2の「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」をご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、国・県において、「新型インフルエンザ等行動計画」の改定が行われています。千葉県行動計画については、先日、改定に伴う意見照会が行われ、委員の皆さま方にもご意見を頂戴し、回答したところです。本市においても、来年度の改定に向けて、見直し作業を行っているところです。それでは、資料に沿って説明いたします。

右下にスライド番号「1」と記載されている資料をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた、「船橋市感染症予防計画」策定の経緯についてです。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる感染症法の改正により、保健所設置市においても、都道府県の計画に即して予防計画を策定することが義務付けられました。これに伴い、令和５年度に、「船橋市感染症対策連携会議」及び「同地域医療専門部会」を設置し、議論していただいた御意見を踏まえ、令和６年４月１日に、本市予防計画を策定いたしました。

次のスライド「２」をご覧ください。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定にかかる国の動きです。内閣危機管理統括庁が発足した令和５年９月以降、「新型インフルエンザ等対策推進会議」において検討が進められ、パブリック・コメントの実施を経て、一番下の行にありますように、令和６年７月２日に政府行動計画の改定が閣議決定されました。

次のスライド「３」をご覧ください。

行動計画と予防計画の違いを記載しております。左側の行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「新型インフルエンザ等感染症等の発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの」であり、策定主体は政府、都道府県、市町村です。右側の予防計画は、感染症法に基づき「感染症対策における基本的な事項を示すもの」であり、策定主体は都道府県と保健所設置市になります。

次のスライド「４」をご覧ください。

政府行動計画は、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものであり、２０１２年に成立した特措法に基づき２０１３年に策定され、２０１７年に治療薬の確保量など一部の改定がされました。今般、新型コロナウイルス感染症対応への経験を踏まえ、次なる感染症危機への準備や対策を万全なものとする観点から、初めて政府行動計画が抜本的に改定されました。

次のスライド「５」をご覧ください。

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略として、①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを掲げています。

次のスライド「６」ですが、

新型インフルエンザ等対策の効果を、図式化したものになります。医療提供体制を強化すること、感染のピークを遅らせること、ピーク時の患者数等を小さくすることで、確保された医療提供のキャパシティの中で、治療が必要な患者が適切に医療を受けられるようになります。併せて、先程の５ページ目のとおり、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを表しています。

次のスライド「７」をご覧ください。

政府行動計画改定のポイントです。策定以降、初の抜本的改正がなされ、表の中央、「対策項目」が６項目から１３項目へ拡充されました。ワクチン、治療薬・治療法、検査など、赤字で記載されているものが、今回新たに設定された項目です。そ

の下、「横断的視点」としまして、各分野横断的な取り組みとして、人材育成やDX推進などをはじめとする5つの視点が設定されました。

続いてスライド「8」では、
対策項目として挙げられております、13項目の各論を記載しております。

また次のスライド「9」では、
新たに設定されました、5つの横断的視点を記載しております。

次のスライド「10」をご覧ください。

船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の位置づけになります。国の改定に基づき千葉県においても改定作業が行われているところですが、市行動計画については、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき改定することになります。

また、政府行動計画改定の目的と市行動計画の改定について、政府行動計画は、新型コロナウイルスや新型インフルエンザも含めた、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的に改定され、市行動計画も、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すことを目的として改定するものとなります。

続いてスライド「11」、

千葉県の改定案に基づき現在想定している、市行動計画（素案）の構成を記載しております。

スライド「12」から「15」までは、

対策項目として挙げられております、13項目の各論の概要を記載しております。赤字で記載されているものが、政府行動計画、県行動計画と同様に今回新たに設定する予定の項目で、具体的にはスライド「13」の「水際対策」、スライド「14」の「ワクチン」及び「治療薬・治療法」、スライド「15」の「検査」、「保健」、「物資」の6項目です。また、新たな項目ではありませんが、「6 まん延防止」では、病原体の性状に関する情報やワクチン、治療薬の開発・普及などの状況変化に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替えるとしています。

続いてスライド「16」をご覧ください。

市行動計画の改定スケジュール案を記載しております。本日、令和6年度第1回船橋市感染症対策連携会議を開催させていただき、国・県の動きや本市の作成スケジュールなどについて情報共有させていただきました。今後、庁内関係各課への意見照会を経て、連携会議の委員の皆様へ素案をお示しし、意見照会を実施させていただく予定でございます。頂戴した意見を取りまとめ、修正した素案を令和7年度第1回船橋市感染症対策連携会議にてご確認いただき、その後パブリック・コメント等を実施いたします。令和7年度第2回船橋市感染症対策連携会にてパブリック・コメントの結果報告等をさせていただき、令和7年12月頃に市行動計画を改定、というスケジュールを想定しております。

次のスライド「17」をご覧ください。

こちらでは、参考として、千葉県の行動計画改定スケジュールを記載しております。委員の皆様には、昨年12月から今月にかけて県の改定案に対する意見照会にご協力いただいたところですが、今後県では3月に計画改定を完了する予定でございます。

次のスライド「18」をご覧ください。

こちらも参考としてですが、行動計画の根拠法令の該当条文を記載しております。

最後に、参考3「県行動計画と予防計画の整合性について」の資料をご覧ください。

資料左下、令和6年4月の県予防計画改定時には、新興感染症の発生・まん延に備えた医療提供体制や宿泊療養施設の確保についての役割分担を平時から協議し、相互に必要な協力を行うこと等について、県予防計画に記載するよう市から県に要望し、記載が追加されたところでございます。

感染症法により、予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画は整合性を確保することが求められているため、今回の県行動計画の改定に当たっては、予防計画と同様に記載の追加等が必要と考えられる事項について、委員の皆様からご意見を伺い、市から県に要望をしております。

なお、市行動計画の改定に当たりましても同様に記載の追加等が必要となる部分につきましては、今後お示しする市の素案に反映させる予定ですので、あらかじめお伝えさせていただきます。

説明は以上となります。

○鳥海議長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。

ご意見、ご質問がある方は「手」のボタンを押してください。

【挙手等なし】

意見はございませんでしょうか。

様々な改定点についてお示しいただきました。

個人的にはとてもよくできていると思います。またいろいろなことが起こりますので、この計画をより分厚いものにしていければよいと思います。

これで本日の議題につきましてすべて終了しました。事務局へお返しします。

○事務局（檜館健康危機対策課長）

ありがとうございました。

本日の議事録についてはまともり次第送付させていただきます。

また、委員の皆様には、庁内関係課からの意見を反映した市の素案を今後お送りさせていただく予定ですので、素案に対し委員の皆様からのご意見等をいただきたいと思います。

次回の会議開催は、委員の皆さまからの市行動計画素案に対するご意見を踏まえた修正を行った後に開催させていただくことを考えておりますので、明確な時期は申し上げられませんが、詳細が決定次第、委員の皆様にお知らせいたします。

それでは、以上を持ちまして、令和6年度第1回船橋市感染症対策連携会議を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上

閉会 20時00分